

神戸市一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱に基づき、一時預かり事業（以下「事業」という。）を行う認定こども園及び私立幼稚園（以下「認定こども園等」という。）に対する一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、神戸市補助金交付規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、事業実施認定こども園等に対し、別表1に定める算式により算定した補助金を交付する。ただし、次項に定める長時間預かりを実施する市内の幼稚園に対する補助金の額は、別表の1及び4に定める算式により算定した額が2,400千円を下回る場合は2,400千円とする。

2 この要綱において、長時間預かりを実施する幼稚園とは、次のいずれにも該当する幼稚園とする。（ただし認定こども園は除く）

(1) 月曜日から金曜日（ただし祝休日は除く）に1日8時間以上（教育時間を含む）の預かり保育を実施すること。ただし、下記期間については、あらかじめ保護者に周知の上、実施しないことができる。

① 年末年始（12/29～1/3）

② ①のほか年間5日以内

(2) 保育認定を受け入所保留通知を交付された者を受け入れるか、小規模保育等の卒園後の受け皿についての連携協力を行う施設となるなど、保育を必要とする児童を在園児として受け入れること。

(補助金の申請)

第3条 認定こども園等は、前条の補助金を受けようとするときは、「一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前条第2項の長時間預かりを実施する幼稚園に該当する場合は、あらかじめ次に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 預かり保育に関する規約や保護者向けお知らせ等、預かり保育の実施期間・時間等の実施計画が分かる書類。

(2) 以下のア、イのいずれか

ア 保育認定を受け入所保留通知を交付され当該幼稚園に入園した者の入所保留通知の写し

イ 小規模保育事業所等の連携施設に関する協定書の写し。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたとき

は、交付額を決定し、「一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、認定こども園等に通知する。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第5条 認定こども園等は、前条の通知を受けたときは、「一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条に定める区分に基づき、別表に定める方法により計算した額を上半期と下半期に分けて交付する。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月2日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

別表（第2条関係）

一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金の算定方法等

1 在籍園児にかかる補助金額（年額）の算定式

(1) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

I 年間延べ利用者数2,000人をこえる場合

①平日

$$\text{補助金} = \text{年間延べ利用者数} \times 400\text{円}$$

②長期休業日（利用時間が8時間未満の場合）

$$\text{補助金} = \text{年間延べ利用者数} \times 400\text{円}$$

③長期休業日（利用時間が8時間以上の場合）

$$\text{補助金} = \text{年間延べ利用者数} \times 800\text{円}$$

II 年間延べ利用者数2,000人以下の場合

①平日

$$\text{補助金} = \text{年間延べ利用者数} \times (1,600\text{千円} \div \text{年間延べ利用者数} - 400\text{円} (10\text{円未満切り捨て}))$$

②長期休業日（利用時間が8時間未満の場合）

$$\text{補助金} = \text{年間延べ利用者数} \times 400\text{円}$$

③長期休業日（利用時間が8時間以上の場合）

$$\text{補助金} = \text{年間延べ利用者数} \times 800\text{円}$$

(2) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）

$$\text{補助金} = \text{年間延べ利用者数} \times 800\text{円}$$

(3) 長時間加算

実施要綱に定める時間を超えて預かりを実施した場合、その人数1人ごとに以下の額が加算されます。

ア (1) I ①および(1) II ①については4時間(又は教育標準時間との合計が8時間)、(1) I ③、(1) II ③および(2)については8時間を超えた利用

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円

- イ (1) I②および(1) II②については4時間を超えた利用
- ・超えた利用時間が2時間未満 100円
 - ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
 - ・超えた利用時間が3時間以上 300円

2 保育体制充実加算

以下①又は②の要件を満たし、かつ③及び④の要件を満たす場合に1施設あたり年額 1,446,200円

- ① 平日及び長期休業日の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。
- ② 平日及び長期休業日の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上を預かりを実施していること。
- ③ 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。
- ④ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読み替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

3 就労支援型加算（事務経費）

以下①から③の要件を全て満たす場合に1施設あたり年額 1,383,200円

- ① 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること。
- ③ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

ただし、要件③の配置月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1施設あたり年額を691,600円とする。

4 在園児以外の児童にかかる補助金額（年額）の算定式

(1) 基本分（1日8時間以下の利用）

$$\text{補助金} = \text{年間延べ利用者数} \times 800\text{円}$$

(2) 長時間加算（8時間を超えた利用）

実施要綱に定める時間を超えて預かりを実施した場合、その人数1人ごとに以下の額が加算されます。

- ・超えた利用時間が2時間未満 150円
- ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
- ・超えた利用時間が3時間以上 450円